

水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、関係規定の整備を行う。

2 改正内容

項目	改 正 の 内 容
掲示等	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、利用申込者の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる運営規定の概要や職員の勤務体制などの重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。（第 23 条）

3 施行期日

公布の日から施行する。